

平成四年(ワ)第二〇七五号、平成五年(ワ)第二二二五号、平成六年(ワ)第二三〇八号  
公式陳謝等請求事件

原告



ほか八一名

被告 国

書 証 認 不 書

平成九年一月六日

法 務 省

被告指定代理人

岸 秀 光

下 村 眞 美

信 田 尚 志

京都地方裁判所 第一民事部 御中

被告は甲号証の成立について、次のとおり認否する。

甲号証番号	書証の標目	認否の別
A第五〇	内務省警保局保安課原事務官より特高課長宛暗号電報訳文 第一号	原本の存在及び成立を認める。
A第五一	警保局保発第三号「朝鮮人集団移入労務者等の緊急措置の件」	原本の存在及び成立を認める。

法 務 省

A第五二	各警察署長に対する通達案 特報第五七四号ノ一「帰鮮朝鮮人の輸送に関する件」	原本の存在及び成立を認める。
A第五三	内務次官発知事宛文書	原本の存在及び成立を認める。
A第五四	内務省警保局保安課長よりの暗号訳文 特高情報第八五号	原本の存在及び成立を認める。

A 第五五	内務省警保局保安課長よりの暗号訳文 特高情報八六号	原本の存在及び成立を認める。
A 第五六	内務省警保局保安課長より警察部長宛暗号電報訳文 特高情報第九号 「治安維持に関する件」	原本の存在及び成立を認める。
A 第五七	内務省警保局保安課長より警察部長	原本の存在及び成立を認める。

法 務 省

A 第五八	宛暗号電報訳文 特高情報九一号 「鮮内治安情勢に関する件」	原本の存在及び成立を認める。
A 第五九	特発第九二九号（各警察署長宛通達） 「戦争終結後に於ける鮮内治安情勢に関する件」	原本の存在及び成立を認める。
A 第五九	浮島丸死没者名簿 写し	「浮島丸死没者名簿」と題する名簿は存在し、本証はそれを転記したものであると思わ

		<p>れるが、本証の原本の存在及び成立は不知（確認できない）。なお、本証の記載には厚生省が保管している名簿と合致しない部分がある。</p>
A第六〇	<p>輸送艦浮島丸に関する資料（昭和二年一二月）</p>	<p>原本の存在及び成立を認める。</p>
A第六一	<p>金贊汀著「浮島丸釜山港へ向かわず」</p>	<p>成立を認める。</p>
A第六二	<p>大湊警備府第一二</p>	<p>原本の存在及び成立を認める。</p>

法 務 省

	<p>航空艦隊終戦処理経過報告</p>	
A第六三	<p>大湊警備府戦時日誌</p>	<p>原本の存在及び成立を認める。</p>
A第六四	<p>兵器軍需品施設物引渡関係綴</p>	<p>原本の存在及び成立を認める。</p>
A第六五	<p>各隊（庁）解員状況一覧表</p>	<p>原本の存在及び成立を認める。</p>
A第六六	<p>特高月報（昭和一</p>	<p>原本の存在及び成立を認める。</p>

			九年四月分)
A 第六七	特高月報 (昭和一九年二月) (抄)	原本の存在及び成立を認める。	
A 第六八	厚生省援護局編集「引揚げと援護三十年の歩み」(抄)	原本の存在及び成立を認める。	
A 第六九	浮島会会員名簿 (昭和五三年一月)	原本の存在及び成立とも不知	

法 務 省

A 第七〇	海人社発行「世界の艦船別冊日本の船舶」(抄)	原本の存在及び成立を認める。
A 第七一	機帆船輸送状況調査 国鉄船舶局「昭和二〇年青函連絡船戦災記録」(抄)	原本の存在及び成立とも不知 (確認できない。)
A 第七二	「海底に眠る浮島丸事件殉難者の遺骨を安置するため」 と題するピラ	原本の存在及び成立とも不知

	(在日朝鮮解放救 援会青森県本部)	
A第七三の 一	浮島丸戦時日誌 (昭和二〇年三月 一日から同年三月 三十一日)	原本の存在及び成立を認める。
A第七三の 二	浮島丸戦時日誌 (昭和二〇年四月 一日から同年四月 三〇日)	原本の存在及び成立を認める。

法 務 省

A第七三の 三	浮島丸戦時日誌 (昭和二〇年五月 一日から同年五月 三〇日)	原本の存在及び成立を認める。
A第七三の 四	浮島丸戦時日誌 (昭和二〇年六月 一日から同年六月 三〇日)	原本の存在及び成立を認める。
A第七四の 一	戦争犯罪の報告	原本の存在及び成立とも不知

四 A第七四の	「浮島丸」に係る 調査報告	原本の存在及び成立とも不知
三 A第七四の	汽船の沈没	原本の存在及び成立とも不知
二 A第七四の	戦争犯罪の報告	原本の存在及び成立とも不知

法 務 省